

## 「中間的な整理」において検討課題とされた事項等の整理（案）

課 題 （「中間的な整理」における課題）	整理の方向
(1) 個人特定性低減データの提供に当たっての本人同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大綱において「本人の同意」を必要としないで第三者に提供できる仕組みとして個人特定性低減データの導入を提言。</li> <li>・ 基本的には、これを前提として考える必要（民間部門はこれを前提に制度設計）。</li> <li>・ これに加えて、行政機関等においては個人特定性低減データについて、加工対象とする個人情報の範囲の限定、利活用目的の公益的目的への限定等、民間分野における利活用に制約をかけることとしているもの。 仮に行政機関等においてのみ「本人の同意」まで求めることとすると過大な制約とならないか。</li> <li>・ いずれにせよ、基本法における検討内容を踏まえ法制的に検討。</li> </ul>
(2) 個人特定性低減データに係る提供先への規律 （二次流通、再特定禁止など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間部門において導入される規律は、基本的には行政部門で導入する方向で検討することとする（再特定禁止、安全管理等）。</li> <li>・ 他方、行政機関等における個人特定性低減データの仕組みとして、利活用の目的の限定等を課すことの実行性確保の必要性等を考えると、二次流通の禁止を課すことが必要ではないか。  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>なお、これにより行政機関等間で個人特定性低減データを共有することが妨げられるという懸念もあり得るが、これについては、共同で提供の求めを行うことを認めるなどの運用上の工夫により解決できるのではないか。</p> </div> </li> </ul>
(3) 個人特定性低減データに係る提供先の把握・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機関等において個人特定性低減データを提供する場合、上述のように二次流通を禁止するとすれば、提供先は行政機関等によって「把握」されているもの（提供先に対する監督は、行政機関等が行う方向で監督体制を検討中）。</li> <li>・ また、提供先が公益的目的を果たすに足るものであることや、各種規律により情報の安全確保が図られていること等にかんがみれば、提供先の「公開」までは不要と考えられるのではないか。</li> </ul>

課 題 （「中間的な整理」における課題）	整理の方向
<p>(4) 行政機関等が個人特定性低減データの受領者になることができるか。その場合の規律は</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機関等が個人特定性低減データの受領者になることについて、特段これを制限する理由はないと考えられる（受領は可能とする）。 受領したデータは、データの性格（低減の度合い等）に応じて、受領した行政機関側で個人情報となる場合、個人情報として行個法の規律がかかるものとなる（目的外利用の制限等）。</li> <li>・ なお、基本法における法制的な整理を踏まえた規律について、必要な場合更に検討。</li> </ul>
<p>(5) 保護対象の明確化（個人の身体的特性に関するもの等の扱い）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本法の法制的整理と整合するように整理。</li> </ul>
<p>(6) 機微情報の扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政機関等においては、所管事務の遂行のため、いわゆる機微情報の取得、利用が不可欠な場合が少なくない。民間部門における「機微情報」に関する検討内容も見つつ、民間部門との事情の異同を考慮して検討。</li> </ul>
<p>(7) 行政機関等における個人特定性低減データの種類・定義の規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人特定性低減データの種類・定義の行個法上の規定は、基本法と整合するよう整理。</li> <li>・ その上で、行個法上の個人特定性低減データは、行個法上の「個人情報」に包含されるものとして法制的に整理する方向で検討（現在、法制的な整理を行っているところ）。</li> </ul>
<p>(8) 現行の行個法の「目的外提供」の規律と個人特定性低減データの規律のバランス（個人特定性低減データの規律の導入に合わせて、現行の目的外提供の規律を変更する（バランスをとる）必要はないか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人特定性低減データは、現行の行個法の目的外提供のいわば緩和のため導入するもの。また、(3)の再特定や二次流通の禁止等は、低減データであるがゆえに導入が検討される規律である。</li> <li>・ このように、基本的には、低減データに関する規律を中心に検討を行うべきものであるが、法制的観点からのアンバランス（著しい不整合）が生じないか等については、今後の法制的検討において整理し、必要な場合には何らかの手当てを検討。</li> </ul>
<p>(9) 行政機関等が個人特定性低減データを提供する場合のプロセス ① 専門的・技術的観点、低減の厳格度による活用の在り方を整理等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人特定性低減データの提供プロセスは、総務大臣が示す基準を踏まえ、各行政機関の長等が適合性を判断し、必要な場合には有識者の意見を聞くなどして決定していくもの。総務大臣が基準を策定するに当たっては、執行・監督体制において検討されている「専門機関」を活用する方向で、具体的に検討。</li> </ul>

課 題 （「中間的な整理」における課題）	整理の方向
② 苦情処理のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情処理のプロセスについては、各行政機関で一義的に受け付けるが、解決困難な場合等には上記「専門機関」の活用する方向で具体的に検討。</li> </ul>
(10) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パーソナルデータの利活用のニーズへの対応に当たっての行個法（現行目的外提供の仕組みの活用）、情報公開法等の諸制度の検討</li> <li>・ 個人特定性低減データのニーズの把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記「専門機関」でパーソナルデータの利活用促進等について提言を行う機能も付与することを検討している。 この枠組みを更に具体化する検討の中で、検討していったらどうか。</li> </ul>

<その他、法制的に検討が必要と考えられる課題>

課 題	整理の方向
(11) 個人特定性低減データを行個法上の開示・訂正・利用停止請求の対象と位置づけるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人特定性低減データであっても、行個法上の個人情報の定義に含まれるものとして整理されるのであれば（（7）参照）、概念上は開示・訂正・利用停止の請求の対象となる。</li> <li>・ 他方、個人特定性低減データは「個人」の特定の可能性自体を低減させたものであり、これに対する請求は概念上成り立たないのではないかと考えられ、対象としない方向で検討することが適当ではないか。なお、基本法において事業者が開示・訂正・利用停止の請求対象となるかどうかも踏まえて検討する必要。</li> </ul>
(12) 個人特定性低減データに行個法上の個人情報ファイルの作成義務を課すか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （11）のとおり、個人特定性低減データを行個法上の開示・訂正・利用停止請求の対象としない方向であれば、個人情報ファイルの作成義務も課す必要はないのではないか。なお、低減データは、提供元のニーズに応じて作成・提供することとなるものであることから、ファイルの作成にはなじまないものと考えられるのではないか。</li> </ul>